

# 新潟市なぎさのふれあい広場 農産物等食品販売社会実験 出店者募集要領

西区農政商工課・西区建設課

## 1 目的

西区青山海岸に新潟市（以下「市」という。）が設置する「新潟市なぎさのふれあい広場」（以下「広場」という。）において、試験的に食品販売を実施し、周辺地域のにぎわい創出、及び区内事業者の産業振興、並びに国道402号（日本海夕日ライン）の魅力向上や広場の今後の活用方法等の将来的な可能性を探る。

## 2 広場所在地 新潟市西区上新栄町 5824 番地 （5 ページ地図参照）

## 3 出店期間及び準備期間

- (1) 出店期間：2019 年 4 月 29 日（月・祝）から 2019 年 7 月 12 日（金）まで
- (2) 準備期間：出店許可の日（2019 年 3 月 25 日（月）※予定）から 2019 年 4 月 28 日（日）の間で市と協議

## 4 募集内容（募集店舗数：2 店舗）

出店場所(広場内) ※詳細位置は 6 ページ図面・写真参照	なぎさふれあいセンター内（約 50 m <sup>2</sup> ） ※屋内に備品等を持ち込んで行う販売	なぎさふれあいセンター前（約 30 m <sup>2</sup> ） ※屋外に仮設構造物等を自ら設置して行う販売
	※3月5日（火）及び7日（木）の両日とも9:30～11:30になぎさふれあいセンターを開放するので、センター内・前ともに職員立ち合いのもと現地確認すること。（通常は閉館）	
募集店舗数	1 店舗	1 店舗
出店日	期間中毎日	期間中の全土日祝日、及び、平日の希望する曜日 ※不定休を避けること。
出店時間	9:00～17:00	9:00～19:00の間で希望する時間
販売食品 ※ペットボトル、瓶、缶に入った飲料、アルコール類は不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品営業許可が不要の食品（農産物（西区産を推奨）、漬物、菓子パン等）</li> <li>●センター内の設備（手洗い設備1か所）で食品営業許可を受けて販売することのできる乳類、食肉、魚介類、豆腐、冷凍食品 ※調理して飲食させるもの、火気を使用するもの、施設の改装を伴うものは不可。</li> </ul>	●左記以外の食品（食品営業許可を受けた上で調理・販売することのできる食品）

手洗い設備	1か所（6ページ写真参照）	無し
電気設備	有り ※既存のブレーカーは20アンペア。 室内照明等で一部を使用中。	無し ※出店に必要な工事を行い、設けることは可能。なお、この場合の工事費や必要となる申請費用等は出店者が負担する。
電気料金	原則無料 ※ただし、使用料が異常と認められる場合は出店者の負担とする。	出店者負担 ※単独で電気供給設備を設けることとなるため。
水道・下水道使用料	原則無料 ※ただし、使用料が異常と認められる場合は出店者の負担とする。	原則無料 ※ただし、使用料が異常と認められる場合は出店者の負担とする。 ※排水は設備を設け、下水道へ接続すること。
整地工事、仮設構造物の設置・撤去工事、水道工事、下水道工事	—	手配及び費用は、全て出店者が負担する。 （必要となる申請費用等含む。） ※整地の際の土砂仮置き場は別途指示する。
出店に付随する用務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの開錠及び機械警備の解除（毎日9時）</li> <li>●センターの消灯、機械警備のセット、及び施錠（毎日17時）</li> <li>●センター内床のモップ掛け、ドア・壁の清掃（毎日）※清掃用具は出店者が用意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター正面通路・ポーチ（トイレとセンターの間）・駐車場のゴミ拾い及びゴミの処分 ※清掃用具は出店者が用意</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実績報告書の提出（翌月10日まで。※用紙は市が用意）</li> <li>●利用者アンケートの実施及び回収（翌月10日まで。※用紙は市が用意）</li> </ul> <p>※アンケートは平日と土日祝日の回収数を概ね半々とし、1か月に30通以上。</p>	

## 5 出店資格

- (1) 社会実験の目的に沿ったサービスを提供できること。
- (2) 西区内に本社・支社・支店または営業所等（個人は住所）がある団体または個人
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 新潟市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 6 注意事項

- (1) 出店にあたっては、法令（消防法、食品衛生法、食品表示法、薬事法、建築基準法等）及び、関係条例等を遵守すること。
- (2) 販売食品や必要な設備等について、事前に保健所へ問い合わせること。
- (3) 地震等の不測の事由により出店が中止となった場合、または、自ら持ち込んだ備品や自ら設置した仮設構造物等が損害を被った場合、あるいは出店に関する事故、販売に関するトラブル等について市は一切責任を負わないので、各自必要な保険に加入すること。
- (4) 出店者は、自己の提供した食品等によるゴミはゴミ箱を設け、当日持ち帰ること。
- (5) 出店者は、騒音・におい対策等に十分配慮し、公共空間として適正な管理に努めること。
- (6) 出店者は、施設または付属設備等を汚損し、損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を市に届け出て復旧しなければならない。
- (7) 出店者は、出店に起因しまたはこれに関連して生じた第三者からの苦情や、第三者との間に事故等が生じた場合は、責任を持って解決すること。また、苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、対応記録を作成し、西区役所に農政商工課へ提出すること。
- (8) 出店期間終了後は1週間以内に、備品、設置施設・設備等を撤去・復旧し退去すること。

## 7 申込方法

### (1) 提出書類・提出方法

以下の書類を西区役所農政商工課あてに郵送、または、持参する。

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 出店計画書（様式2） ※「センター内用」または「センター前用」のいずれか
- ③ 市税の納税証明書（新潟市制度用）
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式3）
- ⑤ 官公庁の許認可が必要な場合は申込までに当該官公庁と協議を済ませ、出店日までに許認可証の写しを提出すること。（例：建築基準法に基づく確認済証、食品営業許可証等）

### (2) 申込期間

2019年3月4日（月）～3月18日（月）午後5時必着（※郵送の場合は3月18日必着）

### (3) 質問受付・回答（※質問内容は簡潔に記述すること。様式は任意。）

- ① 質問受付期間：2019年3月4日（月）～3月7日（木）※必着

E-mail:[nosei.w@city.niigata.lg.jp](mailto:nosei.w@city.niigata.lg.jp) または Fax:025-260-3899 で西区農政商工課へ

- ② 質問回答：2019年3月11日（月）までに西区ホームページ中の「区からのお知らせ」に掲載するとともに、出店申込者全員に電子メールまたはファックスで送信する。

なお、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

## 8 審査方法

- (1) 市が設置する審査委員会で提出書類の審査を行い決定する。
- (2) 審査は、以下の評価項目及び評価基準に基づき得点を付け、全審査員の合計点が最も高い申込者を出店者とする。なお審査の結果、一定の評価に達した申込者（50%以上の得点）がない場合は適格者なしとする。

評価項目	評価基準	配点	
		センター内	センター前
満足度	販売商品の種類及び品揃えが多いか	10	10
	出店日数が多く、出店時間が長い	—	10
地域食材の活用	販売商品に西区産、または、西区産農産物等を使用したものが多く含まれているか	20	20
	販売商品に新潟市産、または、新潟市産農産物等を使用したものが多く含まれているか	10	10
西区内産業との連携	西区内の企業・商店や農家等との連携があるか	10	10
にぎわい・魅力創出	地域のにぎわい創出、活性化に寄与するか	10	10
	新たな魅力を生み出し、アピール度が高いか	10	10
食品衛生	販売食品の衛生が保たれているか	10	10
合計点		80	90

### (3) 審査結果の通知

申込者には、審査結果を書面で通知する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び順位等の問合せは一切受け付けない。

## 9 欠格要件

出店者が次の要件に該当した場合は、出店の中途であっても出店を取り消すものとする。

- (1) 「5出店資格」に示す出店資格に虚偽の申告があった、もしくは適合しなくなった場合
- (2) 販売した食品により事故（食中毒・怪我等）が発生した場合
- (3) 第三者とのトラブルが度々発生した場合
- (4) 市が出店を不適切と認めたとき

## 10 その他

- (1) 食品販売に出店するために必要となる官公庁等への許認可の手続きは出店者が行い、係る費用は出店者が負担する。
- (2) 当食品販売による社会実験で発生した収益及び損失はすべて出店者に帰属する。
- (3) 出店者は、その地位を譲渡し、または転売することができない。
- (4) 出店はこの要領に基づき実施するが、市及び出店者双方協議の上、必要に応じて要領の変更、追加または削除を行うことがある。
- (5) その他、この要領について疑義が生じたとき、またはこの要領に定めのない事項については、市及び出店者双方協議の上決定する。

## 11 提出先・問い合わせ先

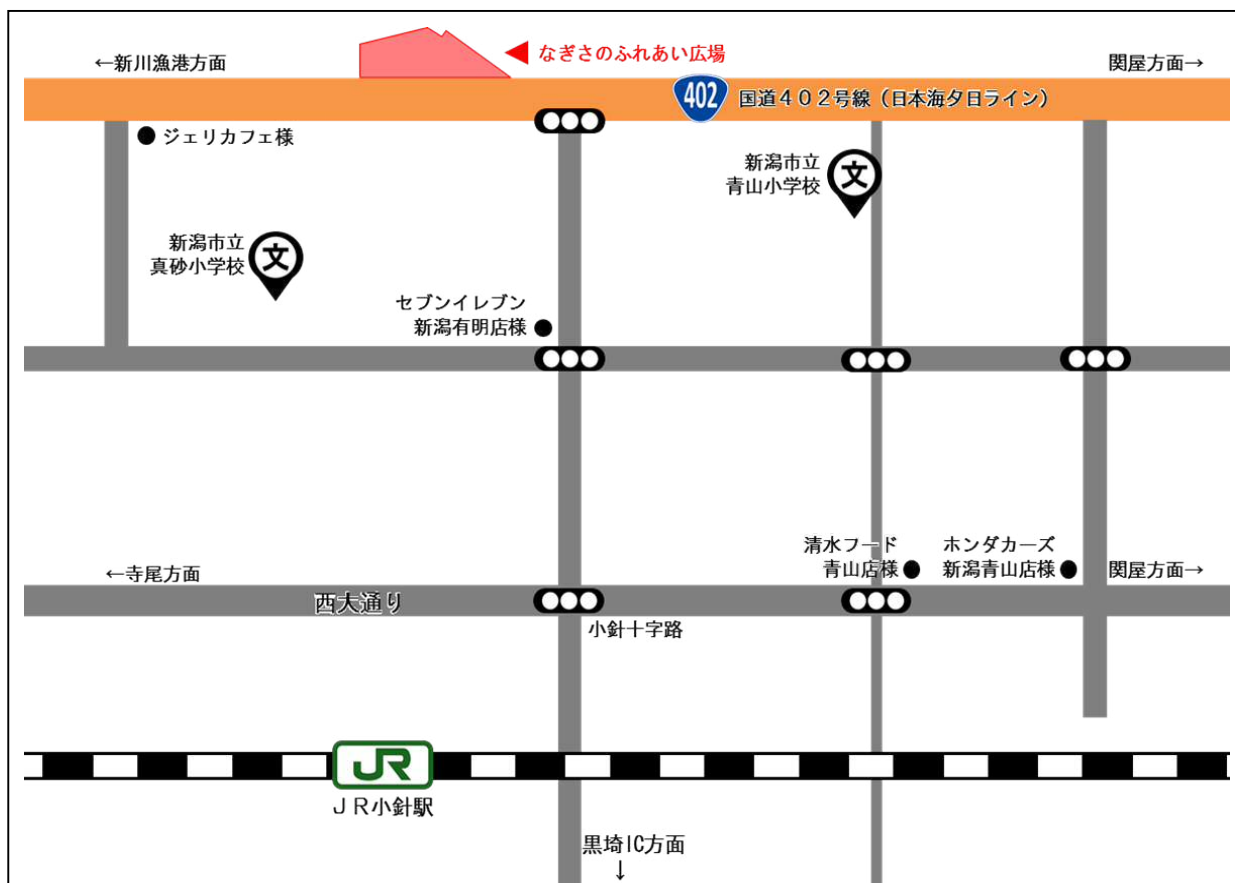
西区役所 農政商工課 食と産業振興室 担当：石附、本田

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

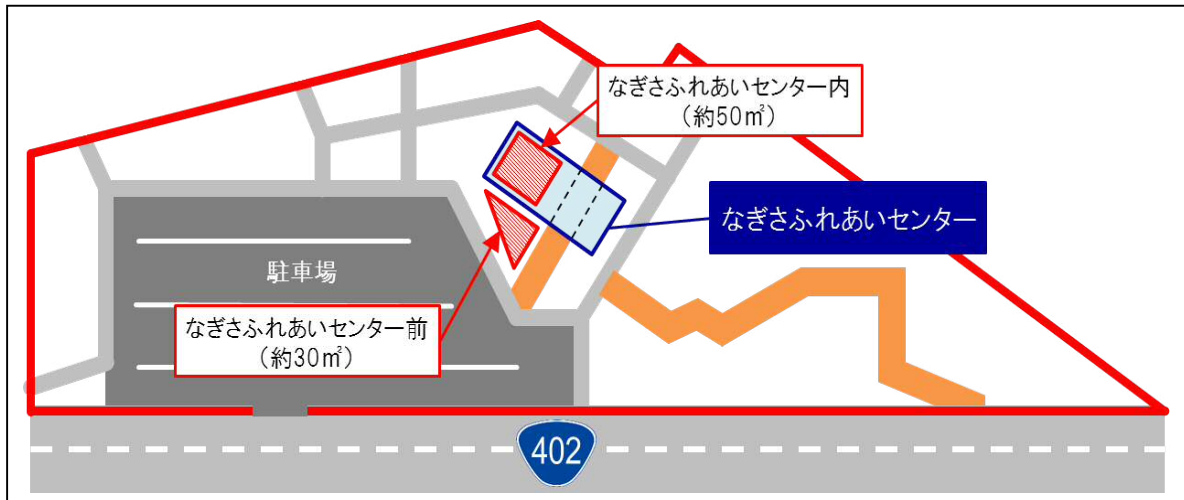
E-mail:nosei.w@city.niigata.lg.jp

Fax:025-260-3899

### ◆なぎさのふれあい広場 所在地



◆出店場所



◆なぎさふれあいセンター外観



◆なぎさふれあいセンター内部 (冷暖房設備なし) ※出店場所以外は既存の展示・展望室として使用



手洗い設備

